

協議会の進め方について

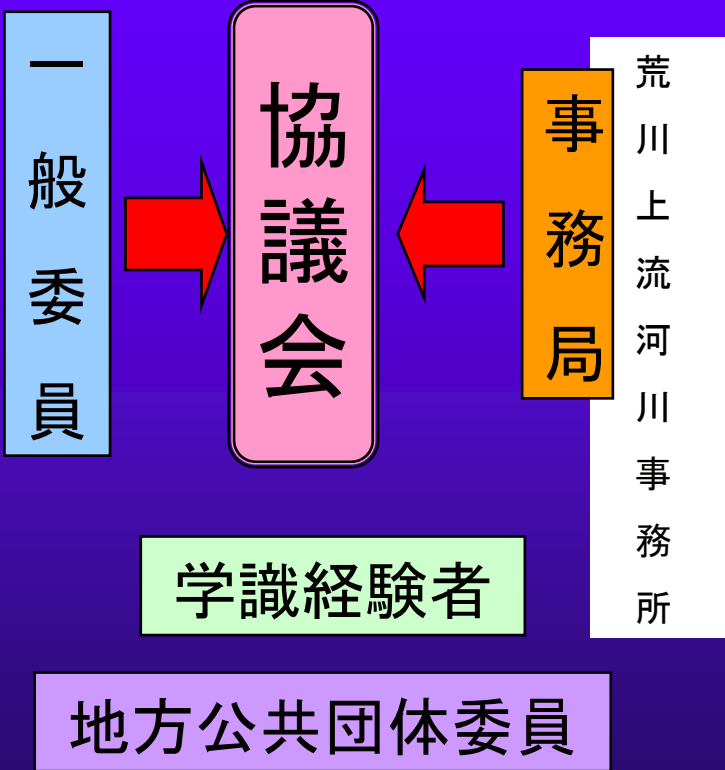


荒川上流河川事務所

1. 協議会の進め方 運営委員会

『皆で作っていく自然再生事業』

従来



提案





1. 協議会の進め方 運営委員会

1) 運営委員会とは

市民、学識者、行政、河川管理者が協議会の運営に関わる事項について話し合う場

2) 導入の目的

従来は河川管理者が運営を主導しがちであった。これに対して、自然再生推進法の基本理念を踏まえ、**一般委員、学識経験者、地方公共団体委員、荒川上流河川事務所の代表者**が運営を行う。

これによって、自然再生協議会の円滑な運営を期待する

1. 協議会の進め方 運営委員会

3) 役割

協議会及び関連する会議の運営、議事、作成資料、進め方等について議論し、決定する

4) 構成（案）

議論のしやすさから、全体人数を定め、全体のうち、一般委員を半数とし、以下の構成を提案

①一般委員	・ ・ ・ ・ ・	6名
②地方公共団体委員	・ ・ ・ ・ ・	4名
③学識経験者	・ ・ ・ ・ ・	1名
④国土交通省	・ ・ ・ ・ ・	1名
合計		12名

1. 協議会の進め方 運営委員会

5) 選出方法 (案)

区分	選出方法
①一般委員	第17回協議会後に募集 作文：『荒川太郎右衛門自然再生協議会の進むべき方向性と運営委員会の果たすべき役割』 応募多数の場合、学識委員が審査
②地方公共団体委員	埼玉県、桶川市、上尾市、川島町より各1名
③学識経験者	6名の中で互選により1名を選出
④国土交通省	1名

1. 協議会の進め方 運営委員会

6) スケジュール(案)

- ・ 第17回協議会後に募集開始。5月末締切
- ・ 6月に運営委員選出
- ・ 第18回協議会（6月下旬予定）に向けて運営委員会開催



協議会設置要綱の改正について



現行	改正案
<p>第6章 運営事務局</p> <p>(運営事務局)</p> <p>第15条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける</p> <p>2 運営事務局は荒川上流河川事務所に置く</p> <p>3 協議会に参加する委員は、運営に事務局員として参加できる</p> <p>(運営事務局の所掌事務)</p> <p>第16条 運営事務局は次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 協議会の議事について協議する</p> <p>(2) 協議会の進行について協議する</p> <p>(3) 協議会の会議の議事録及び議事要旨の作成を行う</p> <p>(4) ホームページでの公開を行う</p> <p>(5) 協議会から付託される協議会の運営に関する事項について協議する</p>	<p>第6章 運営委員会</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第17条 協議会及び関連する会議の運営に関する事項を決定するために運営委員会を設ける</p> <p>2 運営委員会は、一般委員、行政委員、学識経験者、荒川上流河川事務所により構成され、人数、選出方法は協議会において定める</p> <p>3 運営委員の任期は、委員の任期と同一とする。</p> <p>(運営委員会の所掌事務)</p> <p>第18条 運営委員会は次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 協議会の議事について協議する</p> <p>(2) 協議会の進行について協議する</p> <p>(3) 協議会から付託される協議会の運営に関する事項について協議する</p>
	<p>第7章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第15条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける</p> <p>2 事務局は荒川上流河川事務所に置く</p> <p>(事務局の所掌事務)</p> <p>第16条 事務局は次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 協議会の会議の議事録及び議事要旨の作成を行う</p> <p>(2) ホームページでの公開を行う</p>

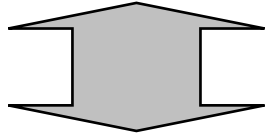
2. 実施計画の進め方

実施に向けての組織イメージ

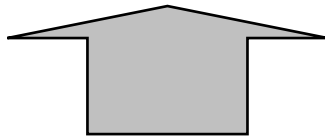
自然再生推進法に基づく

自然再生協議会

専門委員会

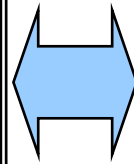


協議会



運営委員会

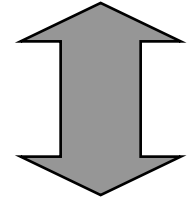
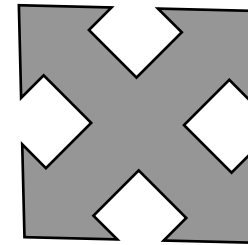
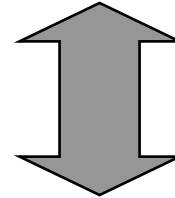
事務局



実施計画検討会

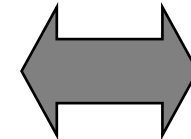
グループA

グループB



グループC

グループD





3. 委員及び運営委員の公募

平成18年度末の任期満了に伴い、一般委員及び運営委員の公募を行う。

募集期間は、平成19年4月中旬から5月末を予定。

一般委員、運営委員の募集方法

- ・ 事務所ホームページへの掲載
- ・ 記者発表
- ・ 自治体広報誌への掲載
- ・ 市町公共施設へのチラシ設置

4. スケジュール

年度	協議会	運営委員会	実施計画検討会
H18	第17回協議会		
H19	委員の公募 (5月末締切)	運営委員の公募 (5月末締切)	
		運営委員選出 (6月上旬)	
		運営委員会	
	第18回協議会 (6月下旬予定)	運営委員会	実施計画検討会
	第〇回協議会	運営委員会 協議	実施計画検討

